

桑名市ETCカードの利用に関する取扱要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市ETCカードの利用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員が公用車で高速自動車道及び有料道路(以下「高速道路等」という。)を利用して出張する場合におけるETCカードの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 ETCカードを管理する者(以下「管理者」という。)は、部局で保有する場合はその部局の主管課長、課で保有する場合はその課長とする。

2 管理者は、ETCカードの保管、利用等に際しては、遺失、盗難その他悪用されることのないよう十分注意するとともに、施錠できる保管庫等で保管しなければならない。

(利用申請)

第3条 ETCカードを利用しようとする職員は、事前に出張命令者に高速道路等の利用の可否を確認した上で、市外出張命令簿に必要事項を記載して利用申請を行わなければならない。ただし、既に各所属でETCカードを保有し利用している場合は、当該各所属の従来の申請方式によることができる。

(利用承認)

第4条 管理者は、前条の申請があった場合は、申請内容を審査し、適当と認めるときは、ETCカードの利用を承認するものとする。

(利用等)

第5条 前条の承認を受けた職員(以下「利用者」という。)がETCカードを利用する際は、管理者からETCカードを借り受けるものとする。

2 利用者は、ETC車載器付の車両については、ETCカードを車載器に挿入して利用し、ETC車載器が付いていない車両については、高速道路等の入口で通行券を取得し、料金所係員に対して通行券とETCカードを併せて提示して利用する。

3 利用者は、出張から帰庁したとき、又は当該出張命令が変更され、若しくは取り消されたときは、管理者に対して速やかにETCカードを返却しなければならない。

(通行料金の支払事務)

第6条 高速道路等の通行料金は、ETCカードを利用する課の予算を執行し、当該課が支払事務を行う。ただし、管理者が特別に定めた場合はこの限りではない。

(利用明細の確認)

第7条 管理者は、毎月ETCカードの利用明細を確認し、不正利用がないことを確認しなければならない。

2 管理者は、会計管理者からの利用明細の確認の請求があった場合は、速やかにETCカードの利用明細を提示しなければならない。

(事故発生時の措置)

第8条 利用者は、ETCカードの毀損又は汚損により、当該カードがその機能を失ったと認められるときは、その経緯を管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた管理者は、ETCカードの再発行等に必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者は、ETCカードの遺失、盗難等の事故が発生したときは、直ちに管理者に報告するとともに、警察に届出なければならない。

4 前項の報告を受けた管理者は、第三者によるETCカードの不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(ETCカードの不正利用に対する損害賠償)

第9条 市長は、利用者がETCカードを不正に利用した場合において、本市に損害が発生したと認めるときは、当該利用者に対しその損害の賠償を求めるものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、ETCカードの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。